

## 第 10 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成 23 年 2 月 26 日 (土)	10 時 00 分 から 12 時 00 分
開催場所	高知共済会館 3 階 中会議室	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員 (高知県) 臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、 大野森づくり推進課長、久武企画監 (分収林改革担当) 田所行政管理課長	
欠席 司会	高村禎二委員、武田裕忠委員、中越利茂委員、森永洋司委員、 森づくり推進課 山中	

---

(司会)

第 10 回高知県森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

私は事務局を担当しています、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしく願いいたします。

本日委員の皆さまには、土曜日の午前というお忙しい時間にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、委員会の開催日を急きょ変更することになり、委員の皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

本日、高村委員、武田委員、中越委員、森永委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が本日の検討委員会の会次第でございます。

次に、資料 1 『中間報告』の『1. 基本的な方向性』に対する各委員の意見」でございます。

次に、クリップで留めてあります資料 2 でございます。クリップには「森林整備公社の経営方針の見直し」(案 1) から (案 2) (案 3) (案 4)、続いて「森林整備公社見直し案の相違点」、次に「森林整備公社モニタリング体制の見直し」、次に「森林整備公社の運営体制の見直し」がとじてあります。

次に、資料 3 「新会計基準適用による財務状況」でございます。

次に、資料 4 「森林整備公社長期収支見直し」でございます。

次に、資料 5 「高知県森林整備公社経営検討委員会スケジュール」でございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。よろし

いでしょうか。

本日の日程は、お手元の会次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしく願いいたします。

### (1)「改革プラン」に関する各委員の意見について

(根小田委員長)

はい、おはようございます。

会議の変更については、私の方にちょっと個人的な事情がありまして、急に高知を離れなければならない事情がありまして無理をお願いしました。申し訳ございません。

今日は土曜日という日にも関わらず、お集まりいただきありがとうございます。

それでは早速、会次第に基づいて議事を進めてまいりたいと思います。

最初に1番目の、『改革プラン』に関する各委員の意見についてですが、この問題については前回の委員会で、各委員のご意見を事務局の方で集約していただいて、取りまとめていただくように決めておりましたので、事務局の方が資料として整理しておりますので、最初にその報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

(事務局)

事務局の久武でございます。よろしく願いします。

それでは、前回の委員会の後に各委員さん個人にお会いさせていただきまして、私の方がご意見をお聞かせを願いました。ご意見につきましては前回の中間報告の、5項目ございましたので、それに基づいたご意見をお聞かせを願いました、ということでございます。

それでは資料1を見ていただいて、代表的なことで、各委員さんの文言をそのまま整理してなくて、若干整理を加えております。文言整理をしていますし、同じようなご意見がございますので合わせをしておりますので、各委員さんのお言葉そのものではないかも分かりませんが、そこはご了承をいただきたいと思います。

それではまず(1)で、中間報告の中で「森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること」についてのご意見でございます。

それでは①でございますが、「区分及び採算林、不採算林の定義」についてでございます。

1番上のボツの中で、「採算林不採算林の定義については、提案内容で不都合は無いのではないか」ということのご意見がございました。

それから中ボツの2の中で、「第三者による森林の資産査定をする必要がある」ということもご指摘がございました。

それから、今の分け方が「既往債務の償還能力」、例えば B であれば 50%以上とかというようなことを使っていますが、ここの「根拠についてはもう少し明確化をする必要があるのではないか」というようなお話がございました。

それから中ボツの下から 2 つ目でございますが、今現在 ABCDE という 5 段階にしておりますが、少し細か過ぎるのではないかとということで「3 段階ぐらいにしてはどうか」というようなご意見もございました。

それから「採算性、不採算林のさび分けについては理解できるが、公益性という観点からすると、何が基準かというのがなかなか難しいのではないかと」というようなご意見がございました。

次に②でございますが、「区分に応じた経営方針」ということでございます。

中ボツの 1 つ目でございますが、県が債権放棄、当時 29 億円の長期収支の赤字だということをご報告しておりますので、この分について「県の方が債権放棄できるのであれば、不採算林については公社経営から切り離れた方がよい」ということでございます。

それから中ボツの 2 つ目でございますが、「公社団地を土地所有者に無償で返しても、地域の森林組合が何とか整備ができるのではないかと」ということですが、ただ「有償で譲り受けるということになると難しい」という話がございました。

それから、先ほど申したように「山を転用しないという条件付きで土地所有者にお返しする」という、公社から切り離すという方法が当然あるんじゃないかとということでございます。

それから中ほどの 5 つ目でございますが、「今後の投資が必要のない山を赤字が内包しているという理由で、土地所有者に返すことに合理的な理由があると言っているのかどうか」というのも、単純に返すということについては少し大義名分というか、合理的理由が付かなければ難しいのではないかとということでございます。

その下の E ランクにつきましては、「切り離す場合と公社が持って税金で管理する場合と、どちらの考え方も可能である」ということで、「環境林として位置付けるのであれば公社が持って管理する」というのも一つの考え方だろうし、「今後投資をしても回収の見込みができないということで、切り離しても説明できる」ので、両方、どちらでもいいんじゃないかというふうなご指摘でございました。

それからその次のボツですが、「公社はスリム化して経営することが望ましい」ということで、民間のこういう企業再生等々の話では、当然「不採算林については切り捨てるというのが通常である、普通ではないか」ということでもございました。

その下のボツの方も同じように、「不採算林を分けることについては、経営の合理化ということでもいいのではないかと」というようなことでもございました。

その下のところでございますが、「土地所有者に無償で返すことについては、一定の資産があり、一定の経費をかけているので、今後の管理コストとの主伐時の収益との比較で収支が 0 なら問題ないが、0 でないということであれば、適正価格により売る必要がある」

と。要は財産価値があるのに0で、無償で返すということは問題があるのではないかと  
うことでございます。

それから下から3つ目のボツでございますが、もし、「不採算林を土地所有者に無償で返  
すということで、県が債権放棄をするということに対して住民訴訟については疑義がある  
のではないか」ということございました。

その際については、やはり「議会や県民に対してどこまで具体的なデータで説明するか  
による」ということで、当然金利面とか、公益性、木があることによる環境的側面等、い  
わゆるそういう点で説明ができるのかどうかというのが根本であろうと。

それからその下のボツですが、「民事再生」、いわゆる三セク債という国の支援策がござ  
います。これにつきましては「裁判所がこの山はだめだというものを放棄する」という  
ことございますし、「裁判所の判断と三セク債を活用する際には総務大臣の認可を  
受けるということになっておるので、こういう手続きを踏めば一定、対外的な説明になる  
のではないか」というようなご指摘もいただきました。

それから「不採算林を分離した場合」ということで、それは「そのまま置いておく場合  
と、例えば一方的に解約するという場合がある」と。基本的にはそのまま置いておくとい  
うよりも、一方的であろうが「事情変更による契約解除の方がすっきりするのではないか」  
と。

裏の方を見ていただきますと、「そのまま置いておく」と管理責任がある」ということで、  
「事故等による損害に対する責任が発生する恐れがある」という危惧があるというよう  
なご意見もいただきました。

それから中間報告の(2)番目ですが、「有利子負債については、早急に圧縮する努力を  
行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと」とについては、特にご意見はございませ  
ん。中間報告をいただきまして、県の方は有利子負債の圧縮に努めていますので、そうい  
うことを考えていただいて、特にご意見はございませんでした。

その下の(3)番目でございますが、「理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確  
にすること」とにつきましては、「理事長については今までのような県派遣職員」ではなくて、  
「3年程度であればあまりにも責任があいまいになっているのではないか」というような  
ご指摘がございました。

それからやはり「経営の中に民間が入ってもらおう」ということで、「公務員よりも経営意  
識が高いであろう」ということのご意見をいただいております。

それから(4)番目でございますが、「事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び  
人件費を圧縮・削減すること」ということで、大きく4つぐらいの項目でお聞きをしまし  
た。

①の中で、「業務委託及び業務提携」については、「長期経営委託については、公社は5  
から10年の期間で大まかな発注をし、細かいところについては森林組合等にお任せする」  
ということ、実はこの委員会の中で提案をするということだったんですが、ちょっと時

機を逸したと。

そういう考え方、長期経営委託についても考えるべきではないかというようなことのご指摘がありました。

それから②番目の「経営権の譲渡」については、現在の民間の協力ということですが、  
「公社の今の状況を知れば、民間が公社の経営を引き受けてくれる」ということが、  
現実問題あるのかどうかということ。

それから県がつくった公社でございますので、それを「民間に渡すということに対して、  
渡しても問題はないのか」、整理できるのかというようなことでもございました。

それから公社の経営をそのままとるということに対しては、「そのまま経営を引き受ける  
というのはやはり難しいのではないか」というようなご指摘をいただきました。

それから③の「プラットホーム事業」という、これは公社の公益性の事業を追加する  
というようなことでもございます。例えば公社の山を、周辺の隣接する山について道を付ける  
とかということで、「全体の価値が上がるのであれば、やった方がよいのではないか」、  
そういう公益性の事業をやった方がいいのではないか、というようなことでもご指摘をいた  
されました。

ただこの、「プラットホームの役割については、現在森林組合が担うというように言われ  
ているのではないか」、その役割分担というのはできるのかなというようなご指摘をいた  
だいております。

それから④の「県営林との一体管理」についてですが、「すべて県営林化する方がよいか  
もしれない」と。1回だけそういう痛みを伴うということなので、後は法的なことは県  
の方に内包させますので、法的な問題についてはもう考えなくてもいいのではないかとい  
うようなことでもご指摘がございました。

それから、「県営林を公社で一体経営することにより、コスト削減ができるのであれば、  
当然やった方がよいのではないか」と。

それから、「公社を存続させるのであれば、県営林も引き受けて一体管理」、同じような  
ご意見をいただきました。

ただ「県営林との一体管理」につきましては、県営林を公社の方に渡すのか、それとも  
県が引き取るのかというのをやはり比較、考慮しなければならないのではないかなとい  
うことで、安易な形ではだめではないかというようなご指摘もいただきました。

それから（５）番目でございますが、「新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一  
の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図ること」ということでもございます。

「公社の公益性が一定以上高くないと無利子貸付、利子補給は難しい」、例えば新公益法  
人にならなければ、今のような手厚い支援というのはなかなか難しいのではないか。その  
辺はどういうふうにお考えですかというふうな、反対に県の方にご質問がございましたと  
いうことでもございます。

それから「その他」とございまして、公社の方は伐期が来ますので、それが一気に出て

しまうと供給過多になってしまって、「材価を押し下げるというような問題があるのではないか」ということでございます。

それから「伐期が来た際の対策については、この報告書の中で触れるということの項目も必要ではないか」ということでございます。

それから「公社は国が造ったモデル」ですので、例えば県営林に一体化をすると、他府県がやってるようにやりますと、「代物返済」というような処理になりますので、当然消費税が掛かってくるということがあります。やはり国の造ったモデルなんで、ちゃんと国の方に要求をするというようなことも考えていくべきではないかということです。

それから「運営体制について」はいろいろご議論をいただきましたが、やはり「もう少し慎重に検討する必要がある」というようなご意見をいただいております。

それで、そのご意見をいただいた中で、少し県の方でポンチ絵にした方が分かりやすいのかなということで、資料2を見ていただきたいんですが。

資料2はクリップ留めをしていますが、少し分割していただいて、頭の方に案1・案2・案3・案4ということで、4つのご意見が出されたのかなということで、ここで案は、ポンチ絵は、先ほどもご説明をしましたように、各委員さんのご意見を基に県の方が作ったポンチ絵でございますので、そのことを少しご了解をいただきたいというふうに思います。

「案1」からご説明をさせていただきます。

案1の上の左の方に「改革前」「公社」ということで囲んでおります。

「A」「B」「C」「D」「E」ということで、今ABCDEという資産査定区分をしておりますので、これは経営団地というようなことをご理解いただけます。

これを「改革後」にしますと、公社には「収益事業」と「公益事業」と、公社の中で2つに分けて運営をしていく。

収益事業としましては、Aは当然採算が合うということでございますので、それは収益事業でやりますと。それからAで、収益事業の中で収益が出ますので、その収益範囲の中でBを拾い上げるというか、それを収益事業にすると。そうするとAとBの一部で、収支がとんとんになるというようなことで、これは収益事業にするべきだと。

それ以外については公益事業、いわゆる「非皆伐等にして環境林として経営」をしていくというようなことをやっていけばいいのではないかと。切り離さずにここでやっていけばいいと。

それで、その下の方に書いてありますが、「土地所有者」との関係については、当然AとかBについては採算が合うということで、原契約で合うということでございますので、原契約を約定通り履行するということになります。

それから、Bの一部からCDEにつきましては、このままでは採算が合わないということで、環境林として管理はしていくんですけども、当然「分収割合の変更」とか「分収期間」、例えば分収の期間だけは公社の方でお持ちすると、延長等々はしないということでございます。そういうところを考えなければいけない。

それから「費用負担」については一定、土地所有者の方にも求めていくというような、お願いをするということも必要ではないかなということでございます。

それから「県」の方につきましては、当然B、CDEにつきましては採算が合わないということでございますので、当然県の債権がございますので、今のまま置いとくと経営ができないということで、「債権放棄」等々の債務処理が必要ではないかなと。

それと当然、今までの支援と同じような形で「無利子貸付」をすとか「利子補給」をすとか、高率の「補助金」の制度を継続する、というような形で継続をしていくべきだというようなことが案1です。

案1は、先ほど言いましたようにABCと、今持っている団地をそのまま公社へ残しまして、公社の中で別会計的なイメージで管理をすべきではないかということでございます。

それから「案2」につきましても同じようにでございますが、案2の方については中ほどでございますが、公社ということでカッコをしておりますが、「収支相償」ということでAとBだけを公社に残すと。それ以外のCDEについては土地所有者にお返しをするのか、公社の経営から分離をするということで、ここで経営を図っていくと。

当然CDEにつきましては、そのまま公社の方が土地所有者にお返しをするということで、「原契約解除」をしまして、土地所有者が時価で買っていただくなりして、土地所有者が管理をできるのであればいいんでしょうけども、万が一できない場合については公社の管理を、施業をしていただく森林組合さん等々が現実問題はしていただきますので、そういう受け皿について当然斡旋をするということで、ただ経営から離して「はい、もうそれで知りませんよ」ということではないということで、少し汗をかきながら、現状と同じような形で森林整備ができるような仕組みを作るというようなことで、切り離すということが大きなポイントであろうかと思えます。

その下の方は先ほどと同じようなことございまして、ABにつきましては原契約を履行するということでございます。CDEについては、当然一括的にすぐに土地所有者の同意が求められませんので、分取割合の変更等々を行使しますと。

もし分取割合の変更で応じていただくということであれば、例えばCDEのランクがそういうことの変更におきまして、AとかBにランク分けが上がる、区分が上がるということになれば公社の方に移行する。公社が管理をしていくというような形で、若干時間はかかるんだけどそういう手続きを踏むということでございます。

ただ先ほど言いましたように、公社から切り離したとしても、公社の方が高率の補助率を適用していますので、同じような支援をしないと問題があるのではないかなというようなことが案2でございます。

それから「案3」でございますが、ほとんど案2と案1の折衷案のような感じでございますが、案3にございましては中ほどでAとBの一部の収益事業、先ほど案1でご説明しましたように、AとBの一部を収益のところだけを事業として残りますと。それ以外のところ、Bの一部とCDEについては案2でお示しましたように土地所有者にお返しする等々

にすると。

ただ、ここの中でそれだけでは公益性が薄いということで、新たに公益事業を付け加えるということで、「プラットフォーム事業」と書いてありますが、例えば先ほどご意見がございましたように、公社の周辺の山を一括でマネージメントをすとか、集約化をすとかというようなことで事業化が図れる。公社の山だけではなくて、周辺の山まで事業展開ができるようになる。そういう事業を公的な機能として持たすべきではないかということでございました。

ここの下の方につきましても、ほとんど同じなんですけども、この新しく加える公益事業につきましても、当然県の方が補助金をもって、県の委任みたいな形の中で支援をしていくというようなことが必要ではないか、というようなご意見でございました。

それから「案4」でございしますが、これにつきましては今の公社の形態と全く同じだということで、実質的には県がつくった公社でございしますので、県の出先機関としての位置付けをするというようなことで、もう県の命令系統の中に入れてしまうと。

極端な話をしますと、理事長のイスは今、かなりの幹部で対応させていただいていますが、もうその県の組織にしてしまうと、課長級での理事長でも構わないのではないかとというようなことで、県の傘下に入れてしまうと。完全に入れてしまう、というのがまだあるんじゃないかなというようなご意見でございました。

それが大体私どもが聞いていました、各委員さんからの意見を集約すると、4つの案に集約ができるのではないかなというふうに思っています。

それから、5ページの「相違点」でございしますが、先ほどご説明をしましたようなことを一覧表にしております、参考にしていただければなというふうに思っています。

それから6ページでございしますが、公社の「モニタリング体制」ということで、この委員会の中でもやはり理事会等々の活性化を含めてご意見をいただいています。

その中で、やはり外部のチェック機能があるのではないかとということで、これはある委員よりいただいた、「経営監督委員会」、仮称ですけども。こういう外部の組織の委員会をして、理事会・幹事会を監督をしていくというようなチェック機能がある。

当然、環境事業として森林の整備を位置付ける場合については、そういう税金をつぎ込むということで、公社だけじゃなくて外部の委員会がチェックを掛けるというような、モニタリング体制をしていく。

それから5ヵ年計画等々がありますので、公社の中のチェックだけではなくて、外部のチェックをしていくという機能が必要ではないかというようなことでございましたので、そういうポンチ絵を描かせていただいています。

それから7ページでございしますが、「公社の運営体制の見直し」ということで3つに分かれます、左の方で「現状」と「業務委託」、それから「業務提携」という形でございます。

一番上の現状につきましては、今のスタンスでございます。

「社員」につきましては、県・市町村・森連・四国電力が入ってしまっていて、そのまま「理

事」が社員の中の代表で出ていただいている。それと「職員」でございます。

基本的には今のやり方としては、個別の事業種ごとに「随意契約」「競争入札」等々を活用しながら、森林組合だとか素材生産業者、民間の企業さんに業務の方をやっていただいております。というふうなことでございます。

それを少し業務委託として、下の中ほどの欄でございますが、基本的にはもう「長期一括発注」をするということで、単年度の発注ではなくて、例えば分収林契約がある20年とか30年、一括で経営をします。俗に言う、信託的なイメージではなかろうかと思えますけれども、そういう一括で同じ指揮をします。そうすると、事業を受けた方についても事業が展開しやすいのではないかなと。総合的な事業展開ができるのではないかなと。

で、公社につきましては当然土地所有者との管理交渉とか、今後の状況なんかを説明するとかという部分がございますので、そういう部分に特化をするというふうな運営体制が一つはあるのではないかなと。

それから一番下でございますが「業務提携」ということで、一番下の左の、社員の下に「民間団体」というふうに書いておりますが、民間の経営力を活用させて、民間の団体にも社員に入らせていただいて、当然その社員が入っていただくということであれば、理事等にも選出をしていただくと。そういうことで、できるだけ県の職員の派遣を廃止をしていくということでございます。

で、民間から来ていただいた職員と、今残っておりますプロパー職員・嘱託職員の役割を分けると。今までの職員につきましては、先ほどの業務委託と同じように、土地所有者との交渉、補完をします。民間の団体につきましては、そういう販売とか管理・利用状況というのを、いわゆる民間の活力を業務するというふうなことでございまして、これをやると官と民の役割の補完ができるのではないかな、というふうなご意見がございました。

以上、経営のご意見をお聞きさせていただいて、若干認識が違いかも分かりませんが、ポンチ絵にさせていただいた方が少し分かりやすいのかということで、ポンチ絵でさせていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

まず最初に、今の事務局の方からの説明についての質疑、ご質問等がありましたら。

私も事前に聞いてはいるんですが、それでも十分理解できてない面がありますので、ちょっと細かいところをお聞きしますが。

1つは、例えば案1の場合に、公益事業となっておってBの一部とCDE、「非皆伐により環境林として運営」というように書いてありますけど、この事業の具体的中身ですよ、これは具体的には何をやるということですか。

(事務局)

ご意見の中でいただきましたのは、当然今の公社の契約の中では、契約期間が来れば全部皆伐をして、木材を全部出してしまってお返し。土地そのものにしてお返しするというご意見です。

ただそうなりますと、材を出すという生産性が出てきますので、そうでなくて非皆伐というか、木を少しずつ伐りながら針広混交林というか雑木というか、広葉樹が増えるということで、木は伐ったとしても、最終的には木が広葉樹として残ってるというような状態。

国が推進をしてますんで、ただ、そういうことをやると経費的にはっきり言って超過します。そういう木を伐ったとしても、山に木が残ってるという状態を非皆伐施業と言うんです。そういう、施業をした後で環境について木が残ってるというようなイメージです。

(根小田委員長)

分かりました。

それから案2・案3のところは、両方とも不採算林を切り離して土地所有者に時価で売却するようになってるんですね。その場合に、確かいろいろご意見が出た中で、県が債権放棄、「無償で土地所有者に返すということであれば切り離しというのは容易であろうが」というご意見があったように思うんですけど。

この時価で売却するという方式だと、その辺りはどうなりますか。

(事務局)

山の中でも、今のランク付けのABCDEにつきましては、どれだけの割合で今までの投資額、将来の投資額が返ってくるかということでした。

特にEについては、ほとんど返ってこないということでした。

例えばCにつきましては、25%から50%の間で、今後投資すれば採算が合うということがございまして、ただ、例えば契約が20年後まで、30年になって残っている時に、それは将来、正味価格ということで材積が大きくなります。

今の段階であれば材積が小さくなりますので、まあ割安と言うと変なんですけど、そういうところで時価評価をして、将来的には置いておくと材積が大きくなって、単価を掛けてますので利益がある、結局まあ安く土地所有者の手に入るということではないかなというように思います。

ただそこは、将来価格で販売することはなかなか難しいだろうなということでした。ただそれを、評価があるのに県として、公社として、0で無償でお返しするということは少し、委員さんのご意見が「ちょっと問題があるんじゃないか」ということで、時価ということでご意見をいただいております。

(根小田委員長)

それから案4というのは、事実上、公社を廃止するという事ではないのですか。

(事務局)

ご意見をいただいた委員さんにつきましては、少しご意見がブレてたというか。両極端の話をされていまして、なかなか公社の経営が難しいというのであれば、元々、県が設置をした団体なので県に吸収しなさいと。

ただ、県に一元化をした時に、いろんな手続き上の問題があるということであれば、公社を残しながら県の下部組織にすれば、今と同じような形態でいけるのではないかというようにご意見でございました。

(根小田委員長)

それは実際に、そうなりますかね。

つまり県の出先機関として、今後発生するいろんな問題は全部、県が処理をしなさいということですか。

(事務局)

ご提案いただきました委員さんは、そういうような趣旨。実質的には県営林化をしたらいいんだけど、手続き上いろんな問題があるのであれば、県の方に命令系統を一つにして、すっきりした方がいいのではないかというようにご意見でございました。

(根小田委員長)

はい、事務局の説明について何かご質問ございませんか。一応、こういうポンチ絵で整理してもらってるんですけども。

特にないようでしたら、今後の公社の改革を具体的にどういう形で進めていくかという前提として、ここで示されている案1・2・3・4、これについてどう考えるかと。

つまりどの考え方を第一順位と言うか、優先的な考え方・方向として設定して、具体的な検討をより一層進めていくかということは、そろそろ判断しなければならない段階になっておりますので、ぜひ各委員のご意見を。「この案でいくのがベターだ」と、ベストの案というのは、なかなかいずれもないだろうと思いますけれども、その辺の意見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょう。

(戸田委員)

まず基本的な部分で、この経営の内容の絵を軸とした、ABの経営林の売却を通して見通しの立つ部分、それからCDEの部分のこの区分、区分けを基準にして、当然これからのことをやっていかないかということについては、特に異論もありませんし、当然そうすべきであらうと思います。

ただ、今我々は、いわゆるこの中でも出てくる「森林組合等への斡旋」とか、「土地所有者に買い取ってもらう」とかいう部分については非常に、今の材価の中でそれが可能かどうか。例えば、土地所有者に山を引き取ってもらうにしても、土地所有者そのものにそれだけの対応できる意欲があるのか。例えば資金力の問題も含めて、そこが一つあるだろうと思います。

もう一つは、森林組合自体の係わり方なんですけれども、今の現行の法制下、法の中ではやはり森林組合が資産を持つこと自体の、いわゆる「保有の制限」というものもあるわけでありまして。例えば、「財務処理基準令」の中で一定以上のものを保有してはいかんということもありますし、当然、それが一つあると思います。

係わっていくとしても、そういうものの法整備というものがどこかで変わって来ないと、なかなか森林組合がこれを引き受けて、山を引き受けて経営をする方向というのは、今の法整備の中ではかなり難しいんじゃないかと。

それからもう一つは、森林組合が係わるとして、例えば一方の再生プランというのがあるわけなんですけれども、これの中ではいまだに森林組合というのは民有林の集約化をすること、それに特化をすべきだという議論が、ずっと引き続いてそういう議論がされているわけです。

つまり集約化業務が第一業務であって、例えば員外利用に係わることについては一定の制限をすべきだ、という議論がまだ引き続いてされているわけですから、例えば公営林に近い公社の分収林とか、かつての公団事業の分収林に係わることについても一定の制限をすべきだという、まだそういう議論がされている中で、そこもきちっと再生プランの中でも一定もうちょっときちっとした、公有林・分収林などに係わっていく森林組合の立場というものを、もう少し明確にしてもらわん限り、私はここは無理じゃないかと。

もう一つは、今は森林法の整備についても、例えば所有権と立木の経営権をはっきり分離をしようとかいうことを基本的に、これから踏み込んでいくようですけれども、実際そうした場合にいわゆる土地所有者の経営権の中の、上の立木の部分をどうするか。

やはりこの森林法の整備も、そういうものの中で分収林の位置付けというものも、法的に一回明確にしてもらわんと、なかなか難しい部分があるんじゃないかと思います。

そうすると基本的に分けることはいいとしても、実際に対応してその有効性と言いますか、執行性を確保する上では、かなりまだ時間がかかる問題じゃないかと、こういう気がします。

我々が係わるにしても、森林組合系統が係わるにしても、今の再生プランの考え方や現行の法制下では、かなり制限をされる可能性も出てくるだろうと思いますから、即、こういうことで我々が、例えば森林組合連合会なり森林組合が手を挙げてやろうとしても、なかなかできない部分があるんじゃないかという気がします。

(根小田委員長)

はい、おっしゃることは非常に良く理解できるので、私もやはり森林・林業再生プランとか森林法の問題ですね。ここのところを全国的に、日本全体できちっとしないと難しいなというのは、もう前から思っているのです。一公社の問題だけでなかなかいかないことがあると思うんですが。

戸田委員のおっしゃたことは、あれですか。具体的に申しますと、やはり案の2・3は難しいんじゃないかということになりますか。

(戸田委員)

いや、現行では多分、私はなかなかそれは難しいんじゃないかと思いますが。

しかし法整備をして、そこまで移行することがやはり前提でないと、今のままでは公社の経営というのは難しいだろうと思います。

(根小田委員長)

一応、事務局の方が整理した案1・2・3・4、その中でいくと、戸田委員の今おっしゃった話からいくと、例えば切り離して、不採算部分を例えば森林組合なり連合会の方が整備にあたるようなことは、なかなか難しいということをおっしゃったように私は理解したんですけども。

そういう点からいくと、やはり1案の方がベターだということになりますかね。そうでもないですか。

(戸田委員)

そうですね、まあ。

(根小田委員長)

つまり国の林業政策は、これ再生プランみたいに出てますけど具体的にどうなるか、今の政治状況もあってなかなかはっきりしないわけですよ。

森林法の整備についてもそうだと思うんです。そういう状況の中で当面、公社の問題を少しでも改善していくということを考えた時に、どれがベターかという話になると思うんです。

その辺からいくと、戸田委員のご意見は、案2・3はなかなか現状では難しいということになりますかね。そういう理解では。

(戸田委員)

それでいいと思いますが、要は現行の法制下の法の中ではかなり、ここまで踏み込んで森林組合がやろうとして手を挙げても、多分規制をされるだろうと。規制をされるのが基本的にあるだろうという判断をしたいんですが。

(根小田委員長)

はい。ほかの委員、いかがですか。

(金子委員)

まず案4についてですけども、これは基本的に今までの経営形態そのままいくと。誰が主体に、公社が主体に、できれば主体にして、今までの経営でやっていけるかというような考え方なのかなと思いますけども。

これは今の長期債務、長期収支計画が多額の債務が見込まれるという現状では、そこを改革というのでこの委員会も立ち上げていくというところからすると、ちょっと取れないのかなという気がいたします。

それと、案1から3についてということもあるんじゃないかと思うんですが、森林組合がどこまで係われるのかとか、所有者がどこまで経営的にやっていけるかという問題はあるかと思いますが、どこまで森林組合が係われるかという、森林法とかその立法的な制度については働きかけを続けていく、それで全国的に解決してもらおうということが必要だと思います。

それを前提として森林組合さんへ係わっていただくとか、土地所有者さんに売却できるのであれば売却をしていくと。

それとともに公益事業として、公社としても間伐の事業とか係われるところについては、そういう事業を展開していくということが、今後、公社が経営を改善しながら事業を継続していくという意味では、そういった方法がベターじゃないかなということです。

従いまして、案3をベースに進めていくのがいいのではないかなというふうな、今お話をした時点ではそういうことを考えております。

以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

橋本委員はいかがでしょう。

(橋本委員)

私も事前にこちらを見させていただいて、今後改革していくとしたら、案2と案3になるのかなと思っていたんですが。というのは、案2と案3ですと、事業をする対象をAとB、Bの一部ということで限定していると。

案1だとAからEまであるわけですね。今後公社が存続していく中で、できるだけその対象範囲を限定した方が公社も身軽になって運営しやすいだろう、ということはあると思います。

AとBはまた、採算が取れるという団地なので、AとBだけを集中的に事業をしていくということがいいのかなと思っていました。

ですが、CとDとEを土地所有者に売却するというので、先ほども「無償で売るなら引き取ってくれる土地所有者はあるけど、有償となると厳しいんじゃないか」ということがあるんですが、無償で土地所有者に譲渡するのは、価値がある団地もあるわけで、その決定というのは、公社が損をして団地を手放すということになるんじゃないかなと思いました。

今、時価で売却するということを言われていて、この時価が将来の収入から計算された現在価値ではなくて、現在の材積から出した時価ということを言われているので、となると、ほぼ価値が無いものとして売ることになると思うんです。

そうするとやはり、まだ公社が継続して所有していた場合に得られる収入よりかなり低い価値で売却することになるので、その判断も公社にとって損が生じることになるんじゃないかなと思うんです。

おそらく土地所有者が時価で買い取れるかというところ、そこが難しいから問題になっていると思うんですけど、理想で言うなら、CからEまでも将来収入から計算した現在価値で土地所有者に買い取ってもらったら、公社として全く損得はない意思決定で売却できると思うんです。ただ、なかなかその理想がいかないということかなと思うんですね。

そうすると案1も捨て難いなど思ったりするところもあって、案1だとAからEまで継続して持つということになってくるので、さっき戸田委員もおっしゃったんですけど。結果としてAからEを持った方が、公社として収支がいいということもあるんじゃないかなと思います。

ただ、ちょっとこの債権放棄額の話も出ていて、案の1から4まで、若干債権放棄とか県がどれだけ損を、改革をした時に生じるかというのが出ているわけなんですけど、若干損をする額が違っているんですが、私は案1から4、いずれにしても今現時点で計算される回収不能分というのは、案の1から4までで変わらないと思います。

おそらく債権放棄額としてはBの一部まで含んで、あとC・D・E、この額が結局債権放棄になるんじゃないかなと思っています。

以上です。

(戸田委員)

すみません、もう1回。

それともう一つは、国の今目指しておる、再生プランが本当にどこまで本気で国がやろうとしておるのか、それを見定めをする期間というものがあつた程度必要じゃないかと思う。

例えば今年の材価の推移を見ましても、昨年から比べると、大体立方単価で千円から2千円くらい一定上昇をして。今そういう材価がほぼ確保されつつあるわけですけども。

それはやはり要因としては一過性の部分もあつて、例えば雪が降って山から材が出てこ

なかったとか、そういうのもあるんでしょうけれども、多少上向きの状況の中に、現在は千円ないし2千円の材価が上がっておるといふ現実もあるわけです。

例えば、公社だけでも千円上がると億単位の評価額が上がるでしょうし、2千円になればやはり数十億の価格差というものがそこで生じるわけですから、その辺を見極めをする時期というのが、やはり評価をする上でも非常に流動性があるって難しいんじゃないかと思うわけです。

特に今、国が目指しておるのは建築用材としてだけではなく、いわゆるバイオマスとしての木材の位置付けというのをはっきりしようとしてきているわけですから。

例えば、経済産業省は今試算を出されておる、電力のいわゆる石炭に代わって木材をきちんと焚く、バイオマスもやろうとする試算額を見ましても、例えばそれをキロワット当たり20円前後に設定をすると木材の立木価格は1万2千円になるとか、そういう試算もすでに出ているわけですから。

本気でそれをやられるとすると、例えばこのCDEのうちでも、Dあたりまではいわゆる経営林として賄えるんじゃないかという、評価の仕方も出てくるんじゃないかと思う。

ですからもう少し、あまり拙速に結論を出して、できるだけ早い機会に答申をされるのが一番いいんでしょうけども、そういう答申の最終案の取りまとめには、少し私は時間をかける必要があるんじゃないかと、そんな気もせんじゃないわけです。

(根小田委員長)

ありがとうございました。

橋本委員に少し私の方から質問ですけども、平成25年の秋に新公益法人への移行の期限、もしそれを目指すのであれば、認定を受けなければならないわけですね。その時にこの案が出ていますけど、1・2・3ですね。

もし新公益法人への移行を目指すのであればこの3つの、仮に1から3の案でいけば、何か移行に支障が出るようなことはありませんか。どうですか、その辺専門家から見て。特にどれでも移行に、審査をした時に問題のあることはないでしょうか。いかがですか。

(橋本委員)

これ、問題がないようになっているんじゃないかなとは思いますが、基本的に公益法人というのは利益が出ない法人ということですので。

案1も丸抱えで事業をしていきますし、案2はAを残すと利益が出てしまうわけですけど、Bの団地を取り込むことで収支相償ということになっていますし、あと案3も公益事業をしていくということになっていますので。

ただ収支相償でいくなら、Bは丸々抱えなくてもBの一部だけでも収支相償になると思うんですけど。

ただ案1から3まで、公益法人の要件は問題ないんじゃないかなと思いますけど。

(根小田委員長)

その新公益法人への移行みたいなことが、頭に一つあって、戸田委員がおっしゃられるように、私も全体としての森林政策、林業政策というか、その方向性を見極めてということは、非常に重要なことだと思っていますので、拙速にやらない方がいいだろうということもおっしゃるとおりだと思うんですけど。

ただ新公益法人への移行だとか、公社を続けていくか続けていかないかということについては、25年というリミットがありますので、その辺のところまでには何とかせないかなというふうに思っております。

その他、いかがでしょうか。

私より、事務局の方では、今日は委員が欠席されている方が多いんですけども、欠席の委員も踏まえて、この案1から4、実質は案1から3ですが。4はちょっとないんじゃないかなと思いますけれども。

案1から3の中で、どれがベターで、どれを優先的に検討していくかということ、一定の方向性が出ればとは思っていたんですが、いろんな変数がいっぱいある方程式を解かないかんようなところがありまして、なかなかどれがベターだというように判断しにくい状況も一方であるなという感じもしますが、いかがですか、事務局の方。

案1から3、今日の段階ではまだどれがベターで、これを第一検討順位で、というふうにはなかなか決めかねるという状況なんですけど。

事務局の方はどう考えておりますか。

事務局の方でいろんな欠席されている委員のご意見も含めて、全体の意見の分布状況から見たらどんなことになりますでしょうか。

(事務局)

これは、欠席をされている委員さんのご意見もございました。

私どもがお聞きをする方法が偏っている、というのもあり得るのかも分かりませんが、先ほど橋本委員さんがおっしゃられたように、基本的には不採算林というか、切り離すというか、案2が私が聞いた中では一番多かったのかなと。

ただ、そのテクニックというか、手段はどうするのかとか、いろんな受け皿とかどうするのかという議論があるだろうな、というようなお話をいただきました。

案1については、公社の中で分けるということが本当にいいのかどうかと。委員会の中でこういう議論をする中で、いいのかどうかというようなお意見もいただきました。

基本的には分収林事業というのは畑違いというか、なかなか経営的に難しいですが、公社を公益性を持たずということであれば、森林整備は別に公社だけがしているわけじゃないので、やはりもう一つ公益的な事業をかましてやるということも必要ではないか、とい

うようなご意見です。

経営的に見るのか、それとも公益性を含めて見るのかによって、若干視点によって違って、私どもの聞いた中では、「経営から見ると案2」という話は、ご意見いただいたんですけども、そこは「案1も案3も捨てるのが難しい」というようなことでございましたので。

なかなか事務局としても、案1から3については全くできないということでもないし、あとテクニク的にはどういう手段を選んでいくのか、によってでございますし、戸田委員さんが言われたように、国の動向が今いろいろ動いていますし。

国の方がはっきり言いますと、公社について特にお考えを持っているわけでもないで、私どもとしては他府県との連携を取って、少し先ほどの改革プランとかの中で公社の位置付けをしてほしいというような、勉強会もしてほしいというようなことで、公社の考え方を入れていかないと、捨てられていくというか。公社を、なかなか眼中にないともございますので、そういうこともやっていかないといけないのかなと思っています。

ただおっしゃるように案4については、中間報告からするとちょっと逸脱しているのかなという気もしてたんですが、案1・2・3についても我々の方もなかなか優劣が付けにくいということもあるし、なかなかここが決めないと、次の案というか、進めないのかなということもございますので。

ただ議論が進まないということであれば、次回もういっぺんやっていただくということ、少しその整理をさせていただいてということもあると思うんですけど。

(根小田委員長)

意見分布からすると、分離案で採算林・不採算林を分離して切り離すという、そういう意見が多いということは事実ですよ。

そのことを頭に置いて、それを具体的にやっていく場合に何が必要であって、その場合に必要な手段が実際に可能かどうかという、いろんな。そこら辺の検討を進めていくようにしたらどうですか。

もしそれが難しい、どうしても絶対に難しいんだということであれば、案1が復活してくるような形もあり得ると思うので。

そこら辺の方向で今後検討を進めていくということでどうでしょうか。

(事務局)

もし、委員の皆さまがご理解いただけるのであれば、次回またスケジュールをお渡ししますから、次回までに、基本的には切り離した時のどういう受け皿があるのか等々、問題点なんかをご意見を聞きながら整理をさせていただいて、次回の委員会の中でご提示をさせていただいて、もしそこが難しいのであれば案1とか、戻るということで。

よろしければ切り離した場合で、どういうテクニクとか、どういう手段があるのかというのをご意見を聞かせていただいて、事務局の方で整理をさせていただいて、次回に提

案をさせていただくということで。

ご了解をいただけるのなら、そういう形でちょっとお時間をいただければと思います。

(根小田委員長)

そういう方向で進めるのでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(橋本委員)

どういうふうに進むべきかというのと、案1から3の時に実際公社として損をする額というのは、実際の損をする金額、私が先ほど申し上げたように案1も捨て難いというのが、案1が損が少ないんじゃないかなというところがあるんです。

そこも明確にした上で、案2・3を選択するのであれば、損は大きいけれど集中的にしていくことの方がいいんじゃないかということだと思うので、そこら辺もこの議論の場にあった方がいいのかなと思うんですけど。

(根小田委員長)

はい、分かりました。その点も頭に置いて考えてください。

ということで、事務局の方で整理していただいた公社の経営方針の見直しのモデル案というか、それについての議論は少しこの辺りで置きまして、実は以前から問題になっております、2番目の今日の議題であります、全国統一の林業公社会計基準による森林資産評価ですね。

長期的な見通し、これは具体的に数字を見ないで議論するというのはあまりよろしくないんじゃないか、という意見が前からありましたので、事務局の方でいろいろ考えていただいて、試算をしていただいたようですので、この資産評価、これも踏まえて次回以降に議論をしていけばいいと思います。

その点について事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

## (2) 全国統一の林業公社会計基準による森林資産評価等について

(事務局)

資料3・4になろうかと思いますが、ご説明をさせていただきます。

以前から、委員会の方から「数字を出せ」というようなご指摘をいただいていたのですが、我々の方がなかなか手間取っておりまして、遅れておったということで、概算で申しわけございませんが、ご迷惑をかけまして、議事が進行してないということで申しわけござい

ません。

今回少し取りまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

この数字につきましては、先ほど戸田委員さんからおっしゃっていただいたように、いろんな要素がございまして、あくまでも参考というふうな形でご理解をいただきたい。大きく数字が変わりますので、慎重に対応させていただきたいというふうに思っております。

それでは資料の3でございまして、「新会計基準適用」ということの「財務状況」ということとでございます。

前回ご説明をさせていただきましたかも知れませんが、公社の方で会計基準という統一したものがございまして、国の方からも「統一した会計基準を作るように」という指導を強く受けてございました。

今年度中、実は3月には委員会を、全国の公社と都道府県の代表で組織をしておりますので、来月中には正式の策定がされるということとでございますので、それを先取った形でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは資料3でございまして、左の方に「年度」が書いております。21年度決算でどうなるかと。それから10年後、20年後にはどういうふうな形で動くかというような推移を示しております。

それから、その一つ右へ行っていただくと、「現在」ということとでございます。A・Bと分けています。「森林資産」と「正味財産」ということとでございます。

21年度決算で言うと、約280億円の森林資産がございまして、正味財産ですが、これは民間の株式会社でいうと資本金に当たるところでございまして、約1,800万円。元々3,000万円ございましたが、21年度に主伐をした関係で1,200万円くらいの毀損をしましたので、1,800万円になっております。

その右を見ていただくと、「新会計基準を適用した場合」ということで、同じく森林資産と正味財産ということで数字が変わっております。

これにつきましては、新会計基準の財務諸表の中の動きでございまして、仕事柄、橋本先生はご存知かと思っておりますけれども、日本の会計基準上、一旦バランスシート上から数字を落とした場合、資産を落とした場合に、例えば木材価格が上がった時に復活ができないという会計基準上の制約がございまして、そこを慎重に取り扱っているということとでございます。

それで21年度の正味財産が、約1億9,200万円の▲が立っております。これはどういう計算かと言いますと、今、公社の方で5ヵ年計画を立てておりますが、5ヵ年計画の中で主伐、いわゆる契約満期が来る団地を、これは流動資産とか固定資産で評価、いわゆる時価に近い形で評価をするということとです。

当期計画の中で主伐が決定した部分については、時価で評価をするという考え方でございまして、今のところ公社の中では4団地、この正味財産の中で毀損をする対象になり得るということとございまして、それを時価評価に近い形で評価をすると、約1億9,200

万円の債務超過になってしまっているということでございます。

今のところは1,800万円の黒字なのですが、新会計基準を適用することによって約1億9,000万円の債務超過に陥っている、というのがこの数字でございます。

その右の方でございますが、「注記を反映した場合」ということで、今、会計上はよく、先ほど言いましたように正味財産というか、B/S上に計上せずに「注記」という形で、重要なことについては簿価というか、決算書の下に参考資料みたいな形で書くというのが主流になっていまして、そういう手法を採用しようということ、注記を採用した場合ということでございます。

これにつきましては、今の会計基準の中で、新会計基準の中の考え方としては「標準伐期齢」という考え方がございまして、そこまでは一応スギなりヒノキなりが、成長がぐっと伸びていくと。その年齢を越えてしまうと成長のスピードが落ちるということでございます。

実は国の方からは、「全部の資産について時価評価をしろ」というような強い指導を受けてたんですが、地方の方が森林につきましては、60年なり80年なり超長期の資産形成をしていますので、「途中で資産評価をするということについては、適正な評価が出ない、こんがらがると」というようなことで、標準伐期を越えるまでは簿価を採用すると。要は商品にならないということ。

標準伐期を越えてしまうと一定商品化が可能だということで、「正味販売価格」と言うんですけども、例えば標準伐期が40年としますと、40年の評価をしました時にあと契約が20年残っていると、20年間事業をしていきますと。で、20年後に主伐して売った時の価格が例えば千円だとしますと、それを今の時点に引き戻すと。20年後に戻ってしまうということになるとなればなるのか、というような評価を使っています。

これは一般的に、会計上の中では使っているところでございますが、そういう評価を採用しまして、すると先ほど言いましたように、会計上、B/S上については価格が落ちた時に復活できないということです。

実は大きく逸脱するというか、下落するという基準を、価格を、公益法人上の中では50%という規定がございまして、50%以上も価格が落ちれば無条件で時価、バランスシート上の落ちた価格を上げなさいということがあるんですけど、それを適用せずに、例えば1円でも落ちた場合についても正味財産で、この収益の中に評価をしているということです。

そういう50%ルールを適用しない評価をしますと、今の21年度の評価につきましては、18億円くらいの欠損が出ると、長期収支の赤字が出ているということでございます。それが10年後になるとどうなるのか、20年後にどうなるかと言いますと、10年後には18億円が46億6,000万円になり、20年後には61億円の収支マイナスが出てくるというようなこととなります。

それでもう一度左の方を見ていただいて、「現在」というところでございますが、正味財産のところでも21年度は黒なんですけども、10年後、20年後については赤が、▲が立

っておりますが、実は10年後については主伐が来て、実際に契約が来てしまいますので伐ってしまったということで、今の価格で売ってしまうと27億円とか51億円の赤になると。

この現在の正味財産の価格と注記の皆伐については、まだ伐ってないけども将来伐ると、標準伐期を越えた数字がどれだけあるかということでございまして、どんどん一定の数字、10億円なりの数字はずっとマイナスが、毀損をしているというような数字でございまして。

ここで言うと、今度の全国の森林整備公社が適用しようとする会計基準を適用しますと、高知県の公社については残念ながら、21年度決算についても約1億9,000万円の債務超過に陥っているということで、それで価格をもっと現況を見て採用すると、18億円超の長期収支の赤が出ているという数字でございまして。

次に資料4を見ていただきたいのですが、これにつきましても、くどいようでもございまして、価格につきましても市場価格を使っていますし、価格はいろんな要素がございまして。先ほど戸田委員さんがおっしゃったように、国の方が補助制度等々がかなり変わってきていますので。

これは旧制度で評価をしたということでございまして、ここが大きく変わる可能性もあるし、そこはおっしゃられたように拙速というか、慌ててやっても大きな誤解を与えるということでございまして、そこは念頭に、前提に説明をさせていただきます。

上の方の番号の中ほどに、1・2・3からずっと7番まで付けてございまして、上の方の「19年度収支の見通し」、1番・2番というのは、すでに公社の方が公表しております。

1番につきましても、ご説明しております29億円の長期収支の赤字だというのがこの1番に該当します。

その左側に、「木材価格の簡素化」と言っておりますが、うちの公社の場合については、市場ごとの径級、木の大きさによって値段を細かく設定しておるんですけども、先ほど言ったようにいろんな不確定要素がございまして、あまり細かい数字を出してもいかなものかなということで、そういう径級ごとの木材価格ではなくて、市場ごとの評価をすることでどうなるかということで2番ということです。

29億円が39億円、10億円くらい増えるんですけども、また後で説明させていただきますけれどもやはり変動が、いろいろ不確定要素がありすぎて、価格的にはいろいろ動くというようなご理解をしていただきたいと思います。

それで、3番・4番につきましても、実は公表している数字が19年の1月から3月で、若干古いものでございまして、22年、昨年1月から3月の価格平均をしてしまうと、3番でございまして、約29億円のマイナスであったのが、22年の価格にしますと123億円のマイナスになってしまっているということで、22年度は価格が下がっているというようなことです。

4番目は、数が落ちたと。4-1というところがございまして、4の価格が右の方に立米当たりを書いておりますけれども、これに千円アップしたらどうなるかということで、4番は実は平均価格を簡易の計算をすると、132億円くらいの長期収支のマイナスが出るん

ですが、価格が千円上がることによって、107 億円というようなマイナスになると。

その下の 4 と 4-1 の差額、要は木材価格が千円アップしますと、24 億円という長期収支の価格が動いてしまうということで、先ほど戸田委員さんがおっしゃっておられたように、価格が上がってくると 24 億円のズレが出てくるということで、これが大きいのかどうかはあれでしょうが、かなり変動の要素を含んでいるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから 5 番・6 番・7 番につきましては、この委員会の方から 21 年度直近の平均価格の数字ではいかがなものかと。そうすると 19 年は 3 ヶ年の平均価格がいかがなものか、それと 5 年の平均価格ではどれだけの数字が出るか、というようなご指摘でございましたので、それに基づいた数字を出しております。

21 年度は、価格が一番低く厳しい時だったんですけども、この価格でやると 146 億円というような長期収支のマイナスが出てしまうということで、5 年平均になると 124 億円くらいのマイナスになるということで、数字がいろいろ動くんですが、今の木材価格であれば、やはりなかなか採算性が取れないという現状がございます。

ただし、価格が変動することによって 24 億円動くということを念頭に、この数字を見ていただきたいというふうに思っております。

それと次のページをめくっていただきたいのですが、これについては先ほどご説明させていただきました、価格によって ABCDE のランクでどれだけの団地数があるのか、どれだけの収支があるのか、というようなことを示した表でございます。

一番上の右の方に「一般会計のみ」と書いてございますが、一般会計につきましては、林業振興・環境部局が所管をしておるところでございます。

もう一つ公社の方には、「教育の森」というのがございまして、教育委員会が所管をしている分収林がございまして、教育の森につきましては補助金を使っている部分がございます、こういうランク付けをしていないということでございまして、教育の森については少し除外をさせていただいています。

公社の場合は 1,020 団地持っているんですけども、一般会計、我々林業環境部局は 915 団地を持っていますので、915 団地のさび分けでございます。

上の方で 1 番・2 番、同じように価格的なものは先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、一番上の 1 の右の方で A というところを見ていただくと、A の団地については 915 団地のうち、400 団地がここで賄っていると。収支のプラスが 47 億円でございますというような数字でございます。

ずっと下へいっていただくと、5 番・6 番・7 番がご指摘で「資料を提供して欲しい」という資料でございますが、A のランクをされているのが 59 団地しかない。400 団地があったのが、59 団地に減ってしまっていると。収支が 47 億円であったのが、6 億 7,000 万円くらいになっているということでございます。

で、3 ヶ年でやると 76 団地、それから 5 ヶ年平均にすると 88 団地になっているという

こととございます。

その右の方でAの収益で賄える範囲、BのうちではBの一部というご説明をしましたが、AとBの一部の中で収支相償になる範囲はどこかというようなこととございます。

5番の中にご説明させていただきますと、21年度価格でございますと、Aの収益が6,800万円足らずでございますので、これを収益を賄う団地としましては、Bのうちの、Bが全部で313団地でございますが、そのうちの51団地が拾えるということとございます。

これによると915団地でございますが、Aが59団地、Bの一部が51団地と。110団地が収支相償になるというような整理でございます。

下の方に同じようにしますと、3ヵ年平均になりますとAの収益で賄えるのが107団地でございます。5ヵ年平均でやると162団地になりますというような数字でございます。まあ、厳しいという数字をお示しをしております。

これが今、求められた数字でございます。と、くどいように申しわけございませんが、この数字についてはその都度変わりますので、今の現在価格で材積が成長したという前提で評価をしておりますので、先ほどこのことについても言いましたように、単価が変わりますと2桁の24億円の価格のダウン効果があるというような前提の中で、ご参考として見ていただければなというように思っております。

以上でございます。

(根小田委員長)

新会計基準、全国統一の林業公社会計基準による資産評価の数字を説明していただきましたが、何かご質問等ございましたら。いかがでしょう。

現在の直近の評価というのは3番ですか。直近の価格に基づく資産評価が3番ですね。

(事務局)

一番厳しい時の価格です。

(根小田委員長)

厳しいのですか、一番。

(臼井林業振興・環境部長)

昨年1月から3月。今年1月から3月はまだ出ていませんが。

(根小田委員長)

そうですね、昨年のね。

(臼井林業振興・環境部長)

戸田会長が言われましたように、この時期から言いますと、千円、2千円というアップはしております。

直近ではない、去年の。リーマンショックのあれを受けまして、一番厳しい時期ですね。21年度です。

(根小田委員長)

基本的考え方としては、どうですかね。

私はちょっと分からないですけど、今後の木材価格の長期的なトレンドというか、いろんなことを言われていますけど。国際環境が大分変わっているとか、外材を使っていた合板だとか集成材の企業が国産材にシフトして工場を造り始めているとか、いろんなことを言われているんですが。

長期的トレンドとしては、厳しい目に見ておいた方がいいに決まっているんですけどね、物事は。

(臼井林業振興・環境部長)

戸田会長の方が詳しいと思うんですけども、非常に先、どれくらいになるかというのが分かりにくいです、はっきり言って。

ただ、国の方も国産材率を50%にしていきますということも言っていますし、バイオなんか非常に伸ばしていきますということですので、そういった意味で国産材が使われていくということは間違いないと思います。

ただ、価格については基本的には外材の為替レートとほぼ連動をして動きます。ですから、国産材が使われるようになったからといって、例えば今の価格の倍になるとかいうことは考えにくいです。幅としては、何千円単位で上がっていくというのが、将来に向けての方向じゃないかというふうに思います。

外材とは、スギと同じような外材ですと、大体立方100ドルという目安で為替が動いておりまして、100ドルでいきますとスギ1万円ということになるわけですが、若干その使い方によって高いとかいうことはあるのですが、そういった為替の中で木材価格というのは動いておりますので。

昔、360円の時代は当然3万円とかいう時代もありましたし、240円の時代もあったんですけども、為替自由化によって完全に、木材価格というものは為替市場で連動して振れていくということがございます。

(根小田委員長)

甘く見ても123億円、長期的に言うと。

厳しい、例えば5番目の平成21年度の平均価格なんかでいくと146億円。

(臼井林業振興・環境部長)

これは、一番厳しい価格です。

(根小田委員長)

厳しいわけですね。

123 億円というのは、甘めの評価ではないのですか。これは厳しい。

一番甘い評価は 107 億円ですか。

(事務局)

そうですね、考え方によって違うんですけども。

(根小田委員長)

プラス千円というように考えた時に。

(事務局)

そうですね。ここがあれなんですけど。

いろんな、価格によっても大きく、一番ヘッジするのがやはり平均を取るとかですね。

(根小田委員長)

いずれにしても、以前の長期的な見通しは 29 億円。

(事務局)

一番上の約 29 億円です。

(根小田委員長)

29 億円でしたか。

この試算の中で一番低い評価の場合でも、107 億円の長期的なマイナス。A の収益で拾える範囲というのは、その 107 億円のケースでいくと、915 団地のうち 369 団地ですか。1/3 強ですか。

一応そういう試算が出てきますが、その場合に例えば債務超過・償還不能見込み額、そういうものへの対応、責任問題だとか、そういうのはどうなるのかなということは、いかがでしょうね、金子委員。

(金子委員)

それは、一定問題になり得るかなと、そういうリスクは当然あるかなと思います。それをいかに抑えていくかというところが必要というか、考えていかないといけないんじゃないかな

いかと思っております。

(戸田委員)

この収支見通しをする上での評価なんでしょうけども、基本的に言って、直近のその時の価格というのを基準にしてやっていくことは、基本的にせないかんでしょうけれども、何と言いましてもやはり、林業にしても農業でもそうだと思うんですけども、市場原理主義だけで物事を捉えていきよったとしたら、非常に無理な面があるわけですから。

例えば高知県のような場合、いわゆる今の国の進めてきた水源林分収、それから公社造林、合せて約3万ヘクタールあるということは、高知県の造林面積のすでに10%を越えておるわけですから、そういった意味では、この分収林の果たしてきた役割が、高知県の造林・資源の充実に果たしてきた役割というのを、常に評価をしていかなければならない。

将来においても、やはりそういう意味での分収林の評価というのは、私は高知県の林業を推進していく上で中心において評価をしていく、そういう評価の基準というものはあつてしかるべきだと思います。

そうすると一番、単なる市場原理主義だけじゃなくて、将来に渡ったいわゆる森林の在り方というものを検討する上では、多少、あまりと言ったら語弊もあるでしょうけれども、希望的観測というものを立てた上で民有林等をリードしていく、そういうものを示していく必要もあるんじゃないかと思えます。

あまり厳しい査定をすることで、かえって逆の森林・林業の将来に及ぼす影響も、決して私は少なくない部分があると思えますから。

甘い、と言われるのは避けないかんでしょうけれども、例えば政策の位置付けというのが、将来もうちょっと希望的に、施策もきちっとしていつくれるよということになれば、将来の希望的観測、例えば譲歩、修正をできるような見通しの方向というのものも、やはりこの際は示すべきは示していく必要が、私はあるんじゃないかと思えます。

(根小田委員長)

はい、その点いかがでしょう。

(金子委員)

今、戸田委員がおっしゃられたとおりですね。単純に現時点での経済的な合理性のみで判断するというのは、問題が大きいというのは本当にそういう部分はあると思えます。

他方、最終的な県民の負担がどうなるのかということは考えて、公社の在り方というのを考えるべき時に入っているのではないかと思っております。

それで、そういった計算が出たということ踏まえて、どういう手段を取ればこの負担が大きくなるかということを検討していく。法的にどういう問題があるのかということも含めて考えていく、ということが必要ではないかというふうに考えます。

(根小田委員長)

はい、その他、橋本委員何かございますか。この数字をご覧になって。

(橋本委員)

感想ですけど、非常にどの価格にするかで金額が大きく違うので、どうしたものかなと思いますけど。

これを結局、今いろいろパターンがあるんですけど、どれか1つに決めていくということか、このパターンでいくのかという、ということでしょうか。これを1つに。

(根小田委員長)

いえ、特に決めるあれじゃなくて、直近の木材価格をベースに試算をしてみると、大体こんな、長期的にはこういう債務超過が出ますよという、そういう判断のベースだけの話で、具体的に必ずそうなるということではないですね。

そういうふうな仮に、ただ、債務超過だとか債権放棄の問題が出た時にどういう対応をするのがいいかという、そういう問題が出てくるんですよ、やはり。

先ほど戸田委員がおっしゃったことは、私も全く同感なんです。

これ例えば、ちょっと話がそれますが、伐期が来ますね。伐期が来ると大体主伐ですか。

(臼井林業振興・環境部長)

主伐です。

(根小田委員長)

はい、主伐で伐りますね。そうすると皆伐ですか。

(臼井林業振興・環境部長)

皆伐です。

(根小田委員長)

皆伐して、それを全部売って何か元を取るみたいな発想ですよ。僕はその発想というのは、実は戦後の日本の森林・林業がやったあまりよろしくないやり方だったと思うんですよ。

やはり日本のいろんな地理的状況を考えた時に、例えば森林はすべて経済材として利用できるかという、そうでない部分があると思うんです。

だからその経済材として、資源として利用可能な部分とそうでない部分とゾーニングを

して、資源として利用可能な部分についてはどういうマネージメントをするかという、そういうことを考えた上でないと。

もちろん市場原理でいかない、農業とか林業とかいかないですけど、ただ森林とか林業・木材産業、そういう一つの産業部門が、今の世の中は市場経済の世の中ですから、そこで成り立たないということであれば、働き手も来ないし、長期的には続いていかないと思うんですよ。

それに半永久的に金をつぎ込んで、森林は維持されるかもしれないけども、結局担い手は来ないということで、最終的には行き詰まると。

そうならないためにどうするかということは、もちろん国が、あるいは県がきちっと考えなければいけないことなので、そこら辺のマネージメントを一体誰がやるのかという問題もありますね。

その辺のところを考えなければいけないので、簡単に言えないことですけど、私は「市場原理ですべて考えるべきでない」という意見には賛成ではありますけれども、しかし同時に、その森林・林業部門が一つの産業として成り立つにはどうするかという、そのところも考えておかないと長期的には、持続不可能ということになっていくんじゃないかなと思いますので。その辺をちょっと離れましたけど、思ったことです。

この長期見通しについては、何て言うんでしょう。何もしないで放っておくと、あるいはあまり木材価格の上昇を希望的に考えることで放っておくと、これくらいの赤字が出て来ますよ。それを踏まえてどうするか考えましょうということのベースくらいで、参考の数字というふうに考えてたらいいいんじゃないかと思うんですけどね。

(橋本委員)

先ほど言われたように、債権放棄の話になると、これは参考にならないということですね。

債権放棄をする額を決めるということになったら、結局このどれかでいくということですよ。

(根小田委員長)

そうですね。

だから、そこは結局ABCDEのランク分け、区分けのところに影響してきますね。

あと、県の債権放棄とか損失補償の問題で、これはちょっと法律の専門家にお伺いしたいですけど。住民訴訟とかいろんなことが起こってくる可能性もあるんですが、県の損失補償の問題については、東京高裁とか横浜地裁で違法判決が出ていると聞いているんですけども、その辺のところをちょっと何か、お願いしたい。

(金子委員)

はい。若干、ご紹介というか情報としてご提供させていただきたいんですが、今、委員長がおっしゃられたように東京高裁で、昨年の8月に損失補償契約を無効とした判決が出ております。

どんな事案かと申しますと、長野県安曇野市という所の第三セクターのトマト栽培なんかを主たる目的とする株式会社に、金融機関から融資を受ける際に自治体が損失補償をしたという事案です。

その損失補償に基づきまして、債務の支払いを自治体がしようとしたところ、住民訴訟で差し止め請求が来たということで、判決としては、差し止めを認めたというような内容でございます。

これは最高裁に上告の受理申し立て中ということで、結論はまだ出ないですけども、この3月中に受理されるかどうか、決定が出るというようなことを伺っております。3月に受理されなければ、高裁の判決が確定するというような状況になっております。

それで、損失補償契約を無効とした理由なんですけども、元々、地方自治体は会社とか法人については保証契約ができないということが、法律で決まっております。それは地方公共団体の財政の健全化でありますとか、不確定な債務保証をしたいと思いますので、それを防止するというような趣旨があるということです。

ただ損失補償については、そういう保証とは違うんだというような考え方を行政の方では以前されていて、損失補償は保証契約には当たらないというような行政の解釈がされておまして。今まで損失補償を付けて借入をするというのが一般的であって、県も実際の公社についてはそういう対応で借入をしている。

現在は、損失補償で借入というのはしてないということなんですけど、それで借入をしていたということです。ただ、この判決では実質的にこれは保証じゃないかというような判断で、無効であると。無効なので、その無効な契約に基づくその支払はしてはいけないと、こういう結論になっております。

それで、この損失補償を無効とした判断が、今回の公社の損失補償にも及ぶかどうかというのは、それはまだ裁判をやってみないと、最終的には分からないところなんですけども。一応損失補償契約の条項ですとか、個々の損失補償契約を結んだ経緯なんかを見て、実質的に補償を禁止した法律の趣旨に反するかどうかというところで判断されるということになって、及ぶ可能性は結構高いんじゃないかというような気はいたします。

いずれにしても、最高裁の上告受理がなされるかどうかというところで、この3月に結論を待って、注視していく必要があるのかなと思います。

仮にこの損失補償が違法となった場合に、その違法な契約、違法な損失補償に基づいて県は責任を負わないんじゃないかという、要は損失補償契約が無効ということになれば、県に責任は来ないんじゃないかというようなことも考えられるんですけど、それは判決でそうではなくて、「金融機関は県に別途、訴訟で任意に支払いを受けることはできないんだけども、別途、訴訟を提起するなどして回収をするべきだ」というような判断が出ます

ので、損失補償契約が無効になったからといって、おそらく県の責任がないということにはならないだろうというところでございます。

仮に損失補償契約が違法であって、無効であった場合に、その損失補償契約に基づいて、県が任意で支払うと、任意で金融機関に履行がなされなかった場合に支払うということができないこととなりますので、そこは今後どうやって公社の支援をしていくかという面について、少なからぬ影響があるのかなというふうに考えております。

現時点ではそんなところ です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

なかなかリスクを抱えた問題であります。資産評価のことについてはよろしいですか。

あと、一応こういう直近の木材価格をベースに試算したら、大体こんなことだということで、必ずそうなるということではありませんので。

ありましたように、木材価格が千円上下すると大体 24 億円、それくらい動く、そういう性質のものであるということで、頭に置いて今後考えていきたいと思っております。

それでは、今後のこの委員会の検討のスケジュール等について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

### (3) 今後のスケジュールについて

(事務局)

今後のスケジュールでございますが、資料5を見ていただきたいのですが、元々この委員会の中では事務局の方からも、今年度中に改革プランをいただきたいというようなお説明をしましたが、議論がなかなか、我々の方も資料提供が遅れていたということと、先ほど戸田委員もおっしゃられたように、国の制度が動いておるといふところもございまして、全国的な公社に対する動きも、非常に動いております。

かと言って、25年という節目がございまして、そう時間があるわけではないんですけど。今のままでいくと、やはり我々としては、各委員さんの議論をされた改革プランをいただきたいというふうに考えておりますので。

一応今日、ポンチ絵でお示しさせて、一定、形としてはこのように見えてきたということになるかと思っております。先ほど言われたように、また委員の方で、私どもがお会いさせていただいて、意見を整理させていただきましますので。

もし今年度中の改革プランというのは、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。これについては申しわけないですけど、事務局の方からお願いでございますが、今の委員の任期が3月末になっておりますので、もし皆様のご了解をいただけるのであれば、半年ほど延ばさせていただいて、少し国の動向も含めてその制度の状況もご報告さ

せていただきながら、他府県の状況もご説明をさせていただきながら、9月末を目途に半年くらい延長させていただいて、議論をしていただいて、9月末の策定をお願いをさせていただきたいなというふうに思っております。

今のところ、できれば毎月1回くらいご報告をさせていただいて、会を開いていただいて議論をしていただくという形で、お願いをしたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい。ということで元々は今年度中にプランを作って、一応この委員会は終了という、大体そういうつもりでやっておったんですが、私個人もこの問題の難しさというか、これほどの件数が多くて解きたい、難しい問題だというふうになかなか思いませんでした。改めてそういうふうに思いますが。

事務局の方からもそういうような要請がありましたけども、最低、少なくとも半年くらい延長して検討を続けていくということで、委員の方々も了解いただけますでしょうか。

(委員一同)

はい。

(根小田委員長)

それでは、そういうことでよろしくお願いたします。

一応、事務局の方からは、次回は3月ということになっておりますが、日程は3月のいつ頃というのはまだ。

(事務局)

できましたら、3月末で、最終週くらいで。

少し、各委員さんを回らせていただいてご意見をいただく期間・時間もございますので、1ヵ月くらいお時間をいただきたいなというように思っております。

3月中・下旬に意見調整をさせていただきながら、進捗状況を見ながらご相談をさせていただきたい、というふうに思っております。

(根小田委員長)

はい、次回は3月ということで、日程調整もよろしく申し上げます。

今日の議論の中でありましたように、事務局の方でまとめていただいた経営改善プランの案1・2・3についてですが、当面は案2・3ということ念頭に置いて、案2あるいは案3、分離の方向ということ念頭に置いて、具体的に事務局の方も考えていただいて。

ただ、案2・3が非常に困難であれば、当然また案1というのが浮上してくる可能性も

ありますので、そういうふうな含みで具体的な問題点の洗い出しを、次回までに進めていただきたいと。それと、各委員さんの意見の聴取も進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

本日は12時までの予定でしたので、これで今日の委員会は終了させていただきたいと思えます。

どうも長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。